

宇城市監査公表第1号

地方自治法第199条第9項及び宇城市監査委員に関する条例第4条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年2月2日

宇城市監査委員	上村忠
同	河田信之
同	永木伸一

平成29年度定期監査（行政監査含む）報告書

別冊のとおり

平成29年度

定期監査(行政監査含む)

報告書

宇城市監査委員

宇城市監第120号
平成30年2月2日

宇城市長
宇城市議会議長
宇城市教育長

守田 憲史 様
入江 学 様
平岡 和徳 様

宇城市監査委員 上村 忠

同 河田 信之

同 永木 伸一

定期監査（行政監査含む）の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、平成29年度定期監査（行政監査含む）を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

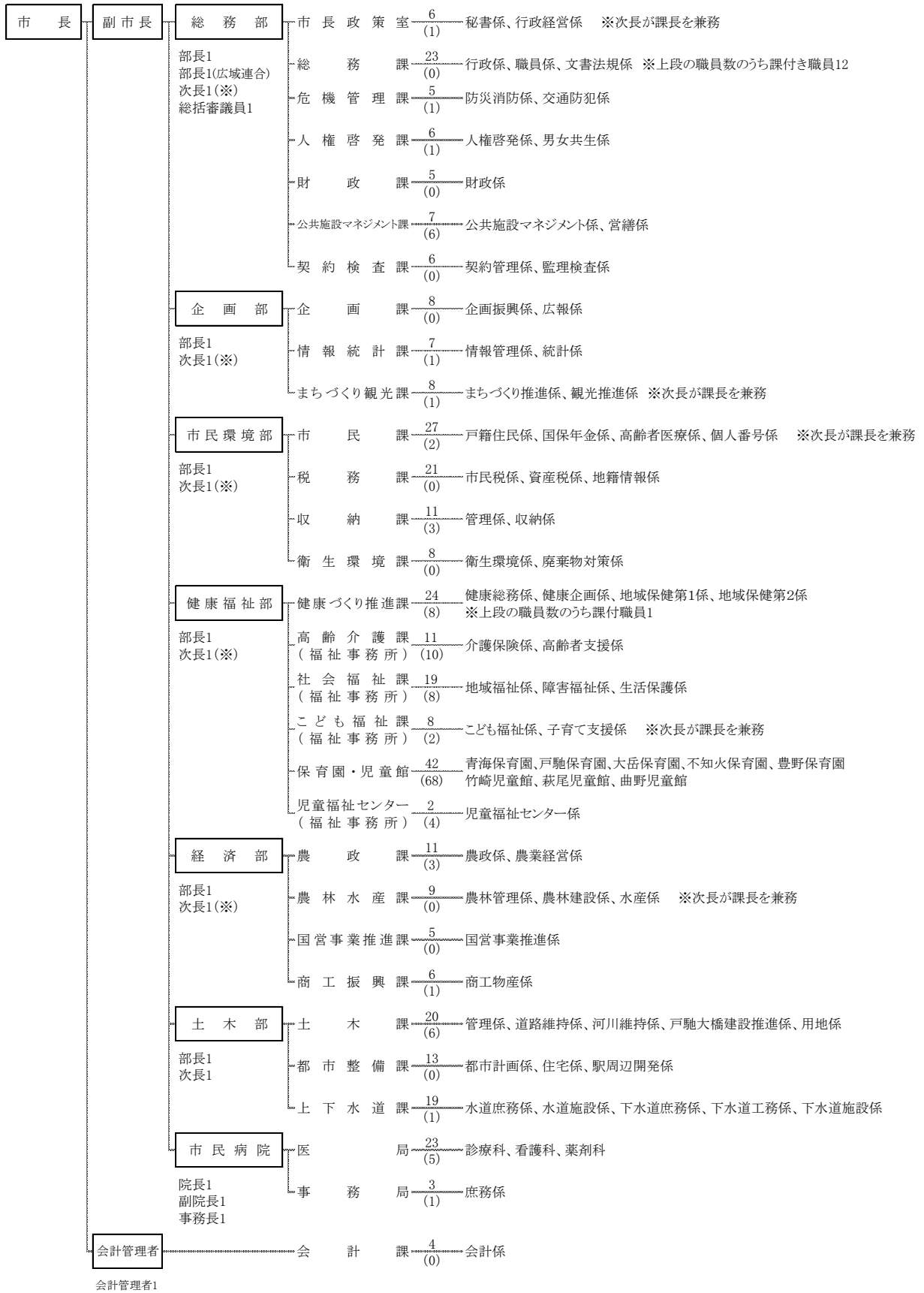
なお、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定に基づき本職あてに通知されるよう申し添えます。

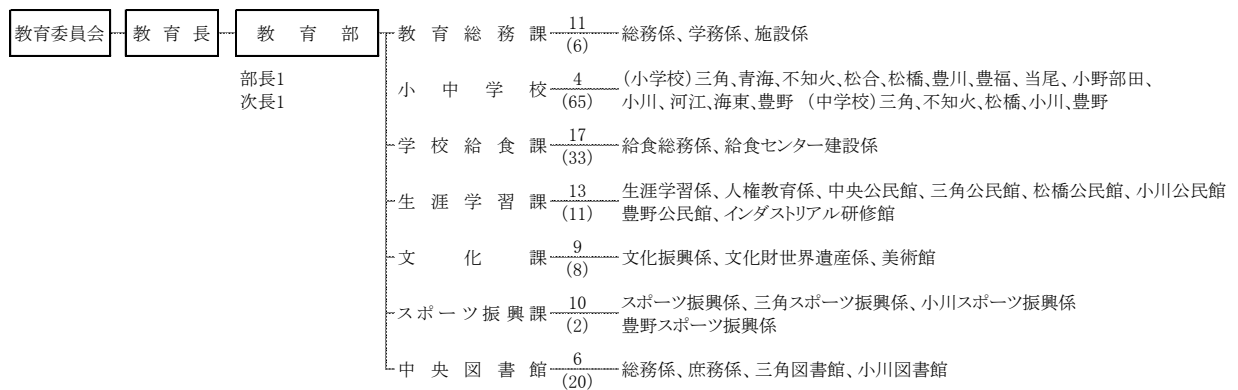
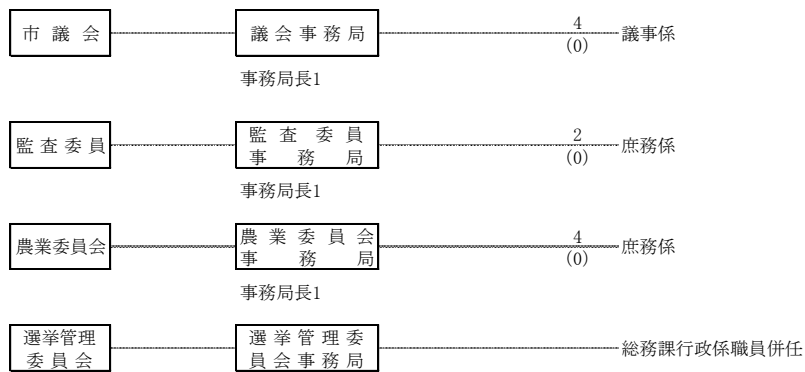
目 次

宇城市組織機構図	1
第1 監査の対象	3
第2 監査の期間	3
第3 監査の目的	4
第4 監査の方法	4
第5 監査の結果	4
総務部人権啓発課	5
総務部財政課	6
総務部契約検査課	7
企画部まちづくり観光課	9
市民環境部収納課	12
市民環境部衛生環境課	13
健康福祉部社会福祉課	15
健康福祉部こども福祉課	18
健康福祉部児童福祉センター	20
経済部農政課	22
経済部農林水産課	23
経済部商工振興課	27
土木部上下水道課	30
会計課	36
議会事務局(政務活動費)	37
教育部生涯学習課	38
教育部スポーツ振興課	40
教育部中央図書館	43
教育部小中学校	45
小川支所	48

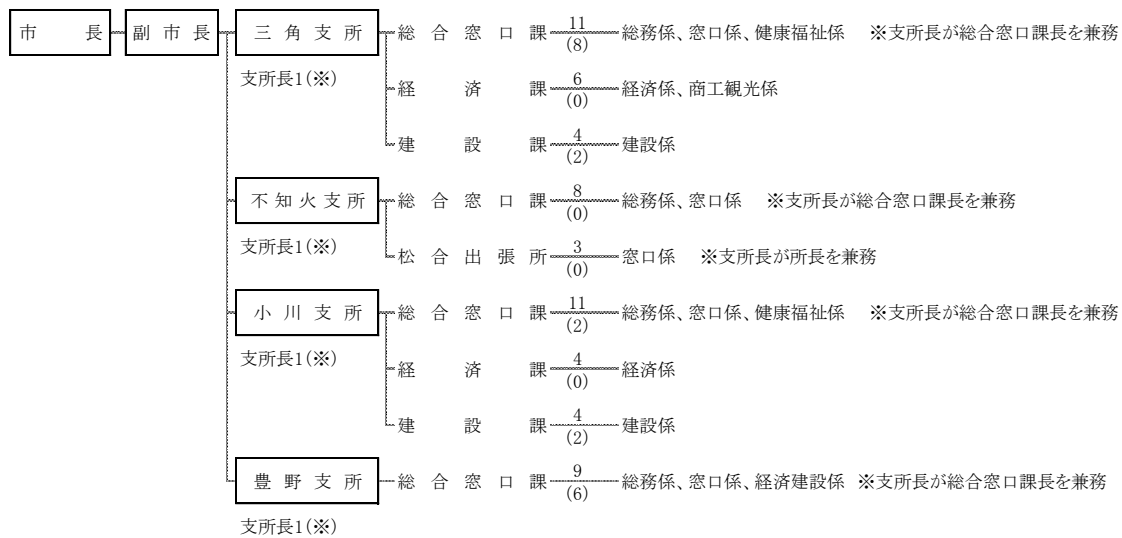
宇城市組織機構図

平成29年4月1日現在





支所の組織図



※各課(局)等の右側の数値は、上段が部長・次長級を除く職員数、下段の()内がその他非常勤及び臨時職員数を記載している。ただし、次長が課長を兼務(※)印の場合は、該当課等の人数に含む。

平成29年度宇城市定期監査（行政監査含む）結果報告書

第1 監査の対象

各課（局）の事務事業等におけるリスクを考慮し、2年又は3年に一度監査の対象とする年次計画に基づき、本年度は以下の部局における平成28年度執行の事務事業等を監査の対象とした。

総務部：人権啓発課、財政課、契約検査課

企画部：まちづくり観光課

市民環境部：収納課、衛生環境課

健康福祉部：社会福祉課、こども福祉課、児童福祉センター

経済部：農政課、農林水産課、商工振興課

土木部：上下水道課

その他の課：会計課、議会事務局（政務活動費）

教育部：生涯学習課、スポーツ振興課、中央図書館、小中学校

小川支所：総合窓口課

第2 監査の期間

平成29年10月4日から平成29年12月19日まで、次の日程で実施した。

期 日	対 象
10月4日（水）	会計課、人権啓発課
10月5日（木）	まちづくり観光課
10月6日（金）	契約検査課、財政課
10月10日（火）	収納課
10月11日（水）	衛生環境課
10月12日（木）、13日（金）	社会福祉課
10月16日（月）、17日（火）	こども福祉課、児童福祉センター
10月19日（木）、20日（金）	農林水産課
10月23日（月）	商工振興課
10月30日（月）	農政課
11月1日（水）、2日（木）	上下水道課
11月6日（月）	生涯学習課
11月7日（火）	スポーツ振興課
11月9日（木）	中央図書館
11月10日（金）	小川支所
11月13日（月）	議会事務局（政務活動費）
11月21日（火）	河江小学校
12月12日（火）	不知火中学校、三角小学校
12月13日（水）	不知火小学校、松橋中学校
12月14日（木）	豊川小学校
12月19日（火）	現地調査

第3 監査の目的

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、事務の執行が合理的、効率的かつ法令の定めるところに従って適正に行われているか、また、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているかについて監査した。学校事務については、財務事務及び物品管理等が関係法令等に則して適正に行われているかどうかについて監査した。

第4 監査の方法

平成28年8月25日に全国都市監査委員会において改訂された「全監版都市監査基準」が平成29年度から施行されたことにより、本市の監査基準を改定し、今年度からリスクアプローチの手法を用いて監査を実施した。

各課（局）の主な事務事業等について、決算審査においてリスクアセスメントを行い選定したものに係る書類一式の提出を求め、必要に応じて担当係長及び職員等から説明を受け監査を実施した。また、選定された事務事業等における内部統制の整備状況について書類の提出及び説明を求めた。なお詳細に検証、確認の必要がある事務事業については現地調査を実施し、学校事務については、支出に関する書類の確認及び備品を適正に管理しているか備品と台帳との照合を行った。

第5 監査の結果

監査の結果、事務事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部の事務については、管理運営の実態から改善の必要があるものが見受けられた。今後、検討や改善が必要と思われる事項については、十分に検討を行い効率的かつ効果的な管理運営に努められたい。また、各課に対する監査意見は、課の末尾に記載しているので、十分検討のうえ改善を図られたい。

なお、監査の結果は、宇城市監査基準第20条第2項の規定に基づき「指摘事項」、「改善を要するもの」及び「その他の意見」に区分し記載している。

総務部 人権啓発課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
人権啓発係	各種団体・企業等啓発業務
	豊野町コミュニティーセンターにおける人権啓発・施設管理業務
	住宅新築資金等償還金事務
男女共生係	宇城市男女共同参画社会推進委員会事務
	各種団体・企業への男女共同参画啓発事務
	第3次男女共同参画計画策定業務

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
人権啓発係	①各種団体・企業等啓発業務	有効性・効率性
	②豊野町コミュニティーセンターにおける人権啓発・施設管理業務	有効性・効率性、資産の保全
	③住宅新築資金等償還金事務	資産の保全、法令遵守
	④住宅新築資金貸付金の収入未済額	資産の保全、法令遵守
男女共生係	⑤各種団体・企業への男女共同参画啓発事務	有効性・効率性

3 監査の主な着眼点

- ①⑤ 各種団体・企業等に対し啓発業務が適切に執行されているか、説明が十分になされているか、事業の有効性及び効率性が適切に検証されているかについて監査した。
- ② 住民に対し啓発業務が適切に執行されているか、事業の有効性及び効率性が適切に検証されているか、豊野町コミュニティーセンターの点検、補修などの維持管理が適切に執行されているかについて監査した。
- ③④ 収納事務は適切に執行されているか、滞納整理は適切に執行されているか、時効中断等の適正な債権管理が行われているかについて監査した。

4 監査の結果

「指摘事項」

- 住宅新築資金等償還金の取り扱いについて（資産の保全、公平性）

住宅新築資金等貸付金の収入未済額が平成28年度末で3,500万円余に上っている。徴収簿、貸付台帳等を監査したところ、時効中断のための対応の努力がなされておらず、大部分の貸付金が時効の成立要件としての援用がなされていないだけで不安定な債権となっている。

今後、訴訟を提起した場合は時効の援用がなされると同時に債権は消滅する。現在償還されている人や相続人、保証人に対しては、早急に時効中断要件としての債務承認の手続きをとられたい。

その後、滞納者死亡で相続財産となった場合は、その債権は相続人の共有（民法第898条）となるので時間をかけて相続人を調査することなく、代表者（現在住んでいる人を代表者と推定

する。) に対して支払依頼等を実施し回収対策を講じられたい。

また回収困難と考えられる債権については、合理的な範囲で調査し償還する資力が無いと判断される場合は、地方自治法施行令第171条の5に規定する徴収停止や同施行令第171条の6に規定する履行延期の特約等を適用するなどして個人ごとに回収計画を作成され収入未済額の削減に取り組まれない。

「その他の意見」

- 人権啓発の有効性及び効率性について（有効性・効率性）

人権啓発を目的として研修会等を実施されていたが、起案文書がないものがあつた。事務事業の起案は、事業の効果、反省点、必要性など決裁権者が事業の実施を判断し、PDCAサイクルを確実にマネジメントしていくうえでも必要であり対応されたい。

総務部 財政課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
財政係	市債申請・借入・返済及び市債台帳管理事務
	財政計画作成事務
	地方公会計事務
	市民病院事業会計繰出金（補助金等）

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
財政係	①市債申請・借入・返済及び市債台帳管理事務	信頼性
	②地方公会計事務	信頼性、有効性・効率性
	③平成27年度バランスシート	信頼性、有効性・効率性

3 監査の主な着眼点

- ① 市債の申請及び借入が適切に行われ、残高や償還計画が適正に管理されているかについて監査した。
- ② 財務情報が把握され、財政運営が効率的に行われているかについて監査した。
- ③ 財政指標等が把握され、財政運営に活用されているかについて監査した。

4 監査の結果

「その他の意見」

- 学校給食費について（資産の保全、法令遵守）

学校給食費の取り扱いに関しては、全て学校長の責任において私的会計処理がなされている。

学校給食費に関しては、学校給食法第4条の規定で「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。」となっており、基本的には設置者である市の公金であり地方自治法第210条に規定する総計予算主義の原則からし

て歳入歳出予算に編入するべきものとする。今後、段階的な対応を図りながら是正するよう検討されたい。

○ 一般財源の効率的な活用について（効率性）

平成28年度決算において多額の不用額が生じている。当年度は熊本地震もあり不確定要素が多く見積もりが難しい面もあったと考えられるが、収支見込を早めに把握するなど補正予算への対応を指導徹底し不用額の削減対策を講じられたい。

総務部 契約検査課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
契約管理係	入札及び契約に関する事務
	物品に関する事務
	公用車の集中管理に関する事務
	工事等入札指名審査に関する事務
監理検査係	建設関係業務委託及び建設工事等の竣工（完了）検査事務
	建設技術等の向上に関する事務

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
契約管理係	①入札及び契約に関する事務	法令遵守、信頼性・公平性
	②物品に関する事務	資産の保全、有効性・効率性
	③工事等入札指名審査に関する事務	法令遵守、信頼性・公平性
監理検査係	④建設関係業務委託及び建設工事等の竣工（完了）検査事務	法令遵守、信頼性・公平性

3 監査の主な着眼点

- ① 入札及び契約に関する事務が関係法令等に基づき適正に執行されているか、契約過程の透明性・競争性・公平性・公正性は確保されているかについて監査した。
- ② 物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか、物品の購入手続きは適切かについて監査した。
- ③ 公平・公正な入札が実施されるよう指名競争入札参加者の資格審査や選定が適正に実施されているかについて監査した。
- ④ 竣工（完了）検査で委託・工事等が契約どおり施行されているか検査しているか等について監査した。

4 監査の結果

「改善を要するもの」

○ 入札及び契約に関する事務の法令遵守（法令遵守）

入札及び契約に関するマニュアルも作成されておりまた運用についても適正に処理されてい

るが、同様の事柄が数本の規則・要領（要綱）に規定されているものが見受けられた。行政行為の根拠規定が不明確となり取り扱いに混乱をきたすことになるので規則等の見直しを検討されたい。

また、地方自治法では一般競争入札が基本であるが、指名競争入札に付す場合の事由として、宇城市においては宇城市工事契約事務取扱要綱第 11 条第 1 項第 1 号で「一般競争入札に適しないもの」、第 3 号で「不利と認められるとき」と規定され裁量の幅が大きくなっている。運用に当たっては細則等を制定して具体的に規定するか、または工事施行伺いに指名競争入札に付す合理的な事由を具体的に記載させるなど指導されたい。

「その他の意見」

○ 公用車の管理について公平性、法令遵守（公平性、法令遵守）

宇城市公用車管理取り扱いの目安では公用車の更新は使用 15 年とされている。一方、市民が所有する軽自動車については、使用が 13 年を超えている軽自動車は環境負荷が大きいとして軽自動車税が増額課税されている。

財政面も考慮する必要性は斟酌できるが、少なくとも 13 年を超えるものについては車検時に排ガス軽減装置を装着するなどして環境税制との整合性を図られたい。

また、公用車の管理状況を見ると平成 28 年度に公用車の事故が 25 件発生している。公用車の使用については善管注意義務の意識を持って使用するよう職員に指導されたい。

企画部 まちづくり観光課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
まちづくり推進係	コミュニティ助成事業に関する事務
	地域づくり事務
	移住定住促進事務
	地方創生事務
	その他係内の事務
観光推進係	道の駅維持管理に関する業務
	世界遺産に係る企画調整事務
	西港交流促進事業
	三角港の整備・活性化に関する事務
	フラワーフェスタ実行委員会補助金・事務局業務
	宇城市観光物産協会補助金・連携業務
	地方創生加速化交付金事業
	花のまちづくり運動・花苗配布・管理花壇促進業務
	松合ビジターセンター維持管理業務
	観光施設等の指定管理（第3セクター含む。）に関する業務
三角支所経済課 商工観光係	三角西港等観光施設整備及び管理業務
	花の学校維持管理業務
	石打ダム資料館維持管理業務
	若宮海水浴場及びキャンプ場の維持管理業務
	遊歩道維持管理業務
	地域おこし協力隊事業
	金桁温泉施設建設事業

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
まちづくり推進係	①コミュニティ助成事業に関する事務	有効性・効率性
	②地方創生事務	有効性・効率性、法令遵守
	③まちのむらづくり応援団補助金事業	有効性・効率性、法令遵守
観光推進係	④世界遺産に係る企画調整事務	有効性・効率性
	⑤宇城市観光物産協会補助金・連携業務	有効性・効率性、法令遵守
	⑥松合ビジターセンター維持管理業務	資産の保全、有効性・効率性
	⑦管理花壇花苗等配布業務委託	有効性・効率性、法令遵守
	⑧不知火温泉燃料タンク液面計等取替工事	有効性・効率性、法令遵守
	⑨不知火温泉サービスタンク取替工事	有効性・効率性、法令遵守

三角支所経済課 商工観光係	⑩若宮海水浴場及びキャンプ場の維持管理業務	資産の保全、有効性・効率性
------------------	-----------------------	---------------

3 監査の主な着眼点

- ① コミュニティ助成事業に対し関係各課の連携は取れているか、事業についての周知は図れているかについて監査した。
- ② 地方創生関連事業について関係部局への周知は図れているか、事務は国の方針に基づいて適切に執行されているかについて監査した。
- ③ 事務手続きが関係法令等に基づき適正に執行されているか、補助の目的及び必要性が明確になっているか、補助対象事業は経済性・効率性・有効性の観点から常に検証されているか等について監査した。
- ④ 関係部局間の連携は図られているか、効果的な事業遂行は図れているかについて監査した。
- ⑤ 事務手続きが関係法令等に基づき適正に執行されているか、補助の目的及び必要性が明確になっているか、各種事業は行政と連携し有効性の観点から常に見直しされて実施されているか等について監査した。
- ⑥ 松合ビジターセンターの維持管理が適切に実施されているか、施設の有効活用は図られているかについて監査した。
- ⑦ 契約は事業目的に適合しているか、契約の目的と比較して効率的・経済的か、設計数量は適正か、適正な契約手続きか、随意契約理由や業者選定の方法は適正か、完了検査は適正に行われているか等について監査した。
- ⑧⑨ 事業目的に適合しているか、設計・積算に係る条件は適切に設計図書に明示しているか、見積の徴取は適切か、コスト低減が図られているか、設計数量は適切か、適正な契約手続きか、随意契約理由や業者選定の方法は適正か、指示書等を作成して適切に行っているか、契約の監理及び監督体制は整い監理・検査は適正に行なわれているか、設計どおり施工されているか等について監査した。
- ⑩ 若宮海水浴場及びキャンプ場の維持管理が適切に実施されているか、施設の有効利用が図られているか等について監査した。

4 監査の結果

「改善を要するもの」

- 不知火温泉燃料タンク液面計等取替工事、不知火温泉サービスタンク取替工事（資産の保全、経済性）

不知火温泉燃料タンク液面計等取替工事687,960円、不知火温泉サービスタンク取替工事812,160円についての発注事務の取り扱いには不適當な点は見受けられなかったが、資産の保全、経済性の面から日頃から点検等を実施することで不要な支出が避けられると見受けられる部分もあった。今後、指定管理者協定書及び仕様書に基づいて対応されたい。

「その他の意見」

- DMOと地域商社による雇用創出実現事業（事業の有効性）

平成28年度は地方創生加速化交付金事業としてDMOによる三角地域にマーケティング機

能を内在化させるためにマーケティング委員会を立ち上げ平成29年度も引き続き観光集客戦略の立案作業を進めている。今後、地域の稼ぐ力と観光地経営の専門人材の育成とプロモーション活動を展開していくためには、多様な関係者と共同しながら明確なコンセプトを基に観光地域を創ることが必要と考えるが、現在のマーケティング委員会には交通、宿泊、漁業関係者が含まれていないようである。幅広い関係者から多様な意見を出してもらえようメンバー構成員を検討されたい。

○ 集落人口ビジョン・集落版総合戦略の策定による地域づくりのPDCA確立事業（事業の有効性）

この事業について平成28年度は調査、分析が業者に委託され実施されているが、事務処理に不適正な点は見受けられなかった。

今後、地域住民と情報を共有した総合戦略を策定し地域にPDCAサイクルが確立することが求められている。

住民説明会を開催するに当たっては、その目的が達成されるように意見を出し合い成果が得られるように合議されたい。

市民環境部 収納課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
収納係	市税及び国民健康保険税の滞納整理及び処分に関する事務
	執行停止及び不納欠損処分に関する事務
管理係	市税・国民健康保険税の収納及び例月突合確認・口座振替庶務に関する事務
	市税及び国民健康保険税の過誤納金の還付及び充当に関する事務

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
収納係	①執行停止に関する書類	法令遵守、信頼性
	②不納欠損に関する書類	法令遵守、信頼性
	③死亡者課税に関する書類	法令遵守
	④納税推進員の活動実績	有効性・効率性
	⑤滞納者の交渉記録等	信頼性・公平性、有効性・効率性

3 監査の主な着眼点

- ①② 必要な調査が十分に行われ、法令に基づいて執行されているかについて監査した。
- ③ 法令に基づき、適正に取り扱われているかについて監査した。
- ④ 活動が適正に把握され、効果等が検証されているかについて監査した。
- ⑤ 適切な交渉等が行われているか、また、その情報が適切に記録・管理され、活用されているかについて監査した。

4 監査の結果

「指摘事項」

- 死亡者や消滅法人に対する取り扱い（法令遵守）

固定資産税の課税において、被相続人の死亡時期の把握や相続人の特定などに時間を要して死亡者課税のままになっているものや除斥期間が経過することにより課税権が消滅しているものが見受けられた。

複数の相続人がいる場合、固定資産は相続人全員の共有となる（民法第898条）。また、共有者は連帯納税義務者になる（地方税法第10条の2）。当該固定資産の共有者に対して課税権が消滅する前に速やかに再課税する必要がある。

また、被相続人の死亡時期及び課税通知日によって課税の方法は変動することになるが、実態に応じた条文を適用し適正な捕捉に努められたい。

また、税務課においては法人が消滅した場合においても不動産登記の所有者として課税がなされ、実体のない法人に課税されている。それが滞納となり無効な課税であるため事務処理として止むを得ず不納欠損として処分されている。

以上、税務課と連携して対応する部分については税務課と協議し対応されたい。

「その他の意見」

- 滞納者の交渉経過一覧表の記載について（有効性・効率性）

定期的に滞納者に対する交渉の現状と今後の方針についての対策会議を職員間で開催されているが、標記の一覧表には交渉の経過記録のみが記載されている。

対策会議で打ち合わせた今後の方針や滞納者の資力の現状などは、効率的な滞納整理を行うためには重要なことである。

対策会議における方針等は標記一覧表に記載するよう整理されたい。

- 不納欠損処分について（効率性）

不納欠損処分や執行停止等の運用マニュアルを平成24年度、平成27年度に作成されるなど法令等改正に則って逐次更新をされており適正に運用されているが、その執行に当たっては、徴税に関して必要な手続きを執ったか、又は合理的な範囲で調査したかなど相応の努力を払うことが重要である。人員、予算に限られることから効率性も十分考慮し対応されたい。

また、農業研修者などの外国人に対して課税された国民健康保険税が、本人出国により不納欠損として処分されている。

当該外国人の雇用主とも連携し、出国以前に完納できるようなシステムの構築を検討されたい。

市民環境部 衛生環境課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
衛生環境係	地下水・河川の水質保全に関する事務
	環境基本計画に関する事務
廃棄物対策係	一般廃棄物処理に関する業務
	分別収集（リサイクル事業交付金含む）及び環境対策委員会に関する業務
	市民の意識向上及び啓発に関する業務
	宇城広域連合に関する業務
	災害廃棄物処理に関する業務

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
衛生環境係	①地下水・河川の水質保全に関する事務	有効性・効率性、法令遵守
	②環境基本計画に関する事務	有効性・効率性、法令遵守
廃棄物対策係	③一般廃棄物処理に関する業務（分別ゴミ）	有効性・効率性、法令遵守
	④災害廃棄物処理に関する業務（公費解体）	有効性・効率性、法令遵守
	⑤熊本地震に伴う一般廃棄物最終処分業務	有効性・効率性、法令遵守
	⑥宇城市仮置場管理運搬業務委託	有効性・効率性、法令遵守

3 監査の主な着眼点

- ① 法令や計画に基づいて検査等が実施され、水質保全が図られているかについて監査した。
- ② PDCAサイクルを踏まえ、有効な計画が作成されているかについて監査した。
- ③～⑥ 契約は事業目的に適合しているか、設計数量は適正か、適正な契約手続きか、随意契約理由や業者選定の方法は適正か、完了検査は適正に行われているか等について監査した。

4 監査の結果

「その他の意見」

- 地下水・河川の水質保全に関する事務（有効性）

地下水・河川の水質保全については宇城市環境基本条例第20条（監視等の体制の整備）を根拠に環境基本計画においても「清らかな水環境を守る」と定め、地下水・河川の水質保全に努められている。しかしながら「具体的な実施計画、場所の選定、基準の策定、公表の仕方など」どのように水質を保全するかについて根拠となるものがない。統制環境の整備を検討されたい。

健康福祉部 社会福祉課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
地域福祉係	社会福祉協議会補助事業
	民生委員連絡協議会補助事業
	地域福祉計画策定・推進に関する業務
	小川総合福祉センター等の管理運営に関する業務
	生活困窮者自立支援に関する業務
	臨時福祉給付金支給業務
障害福祉係	障害福祉サービス業務
	地域生活支援事業
	在宅介護者手当に関する業務
	障害者自立支援センター事業事務
	宇城市障害者団体運営費補助事業
	障がい者福祉計画等に関する業務
	自立支援医療（更生医療・育成医療）に関する業務
	特別障害者手当等の支給に関する業務
	重度心身障がい者医療費助成事業
	住宅改造助成に関する業務
	宇城地域療育センター事務事業
	障害児通所給付費等に関する業務
	障害者虐待防止対策支援事業
	補装具給付事業
生活保護係	レセプト点検・入力業務
	適正化推進事業実施業務
	生活保護扶助費支給業務

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
地域福祉係	①民生委員連絡協議会補助事業 民生委員・児童委員協議会補助金	有効性・効率性、法令遵守
	②小川総合福祉センター等の管理運営に関する業務 小川総合福祉センター管理運営業務委託	資産の保全、有効性・効率性
	③生活困窮者自立支援に関する業務	有効性・効率性、法令遵守
	④臨時福祉給付金支給業務 臨時福祉給付金支給業務委託	有効性・効率性、法令遵守
	⑤災害援護資金貸付金の収入未済額	資産の保全、法令遵守

地域福祉係	⑥避難所物資配送業務委託	有効性・効率性、法令遵守
	⑦地域支え合いセンター設置運営事業業務委託	有効性・効率性、法令遵守
障害福祉係	⑧障害福祉サービス業務	信頼性・公平性、法令遵守
	⑨地域生活支援事業	信頼性・公平性、法令遵守
	⑩在宅介護者手当に関する業務	信頼性・公平性、法令遵守
	⑪宇城市障害者団体運営費補助事業 市障害者団体運営費補助金	有効性・効率性、法令遵守
	⑫自立支援医療（更生医療・育成医療）に関する業務	信頼性・公平性、法令遵守
	⑬特別障害者手当等の支給に関する業務	信頼性・公平性、法令遵守
	⑭重度心身障がい者医療費助成事業	信頼性・公平性、法令遵守
	⑮住宅改造助成に関する業務	信頼性・公平性、法令遵守
	⑯宇城地域療育センター事務事業 宇城地域療育センター事業委託	有効性・効率性、法令遵守
	⑰障害児通所給付費等に関する業務 障がい児タイムケアサービス（放課後等）事業委託	有効性・効率性、法令遵守
	⑱補装具給付事業	信頼性・公平性、法令遵守
生活保護係	⑲生活保護扶助費支給業務	信頼性・公平性、法令遵守

3 監査の主な着眼点

- ①① 事務手続きが関係法令等に基づき適正に執行されているか、補助の目的及び必要性が明確になっているか等について監査した。
- ② 小川総合福祉センター等の維持管理が適切に実施されているか、施設の有効活用は図られているかについて監査した。また、契約の目的と比較して効率的・経済的か、設計数量は適正か、完了検査は適正に行われているか等について監査した。
- ③ 業務が法令等に基づき適切に執行されているか、効果的な事業遂行は図れているかについて監査した。
- ④ 支給業務が法令等に基づき適正に執行されているか、委託契約は事業目的に適合しているか、設計数量は適正か、適正な契約手続きか、業者選定の方法は適正か、完了検査は適正に行われているか等について監査した。
- ⑤ 収納事務は適切に執行されているか、滞納整理は適切に執行されているか、時効中断等の適正な債権管理が行われているかについて監査した。
- ⑥⑦ 契約は事業目的に適合しているか、設計数量は適正か、適正な契約手続きか、随意契約理由や業者選定の方法は適正か、完了検査は適正に行われているか等について監査した。
- ⑧⑨⑫⑱ 法令に基づき公平・公正なサービスや支援等が適切に執行されているか等について監査した。
- ⑩ 業務が要綱に基づき適切に執行されているかについて監査した。
- ⑬⑭ 業務が法令等に基づき適正に執行されているか等について監査した。

- ⑮ 事業が関係法令等に基づき適正に執行されているか、必要な調査等が行われているかについて監査した。
- ⑯⑰ 事業が関係法令等に基づき適正に執行されているか、委託契約は事業目的に適合しているか、契約の目的と比較して効率的・経済的か、設計数量は適正か、適正な契約手続きか、随意契約理由や業者選定の方法は適正か、完了検査は適正に行われているか等について監査した。
- ⑲ 業務が法令等に基づき適正に執行されているか、必要な調査等が行われ、適正に支給されているか。また、定期的な指導等が行われているか等について監査した。

4 監査の結果

「指摘事項」

- 災害援護資金貸付金（法令遵守、公平性）

災害援護資金貸付金の滞納者に対して地方自治法施行令第171条の6第1項に基づいて平成23年から平成24年に5年間の履行延期の特約を執行されて、その後分納や償還請求など実施しておられるが次のとおり課題があった。

 - ア 履行延期の通知を債務者にすべきであるが見当たらない。
 - イ 第1回の延期の期限をすでに経過した者や自己破産している者がいる。早急に再延期や保証人返還などの手続きをとりたい。
 - ウ 第1回履行延期の特約をした日から10年を経過し無資力と認められる場合は、地方自治法施行令第171条の7の規定により議会の議決を得ることなく免除することができるが延滞期間中は債務者の資力の把握に努められたい。
 - エ 貸付金の時効は民法で償還日から10年となっているが、時効中断など相応の手続きを執られ漫然と時効にならないように債権管理されたい。
 - オ 履行延期通知書の様式に根拠条文の記載がない。

「改善を要するもの」

- 地域支え合いセンター設置運営事業業務委託（法令遵守）

地域支え合いセンター設置運営事業について3,200万円で（公社）宇城市社会福祉協議会に業務を委託されていたが、実績報告書を見ると25,248,536円で675万円の差額が出ているにも関わらず変更契約がなされていない。適切な処理をされたい。
- 障がい者地域生活支援事業（法令遵守）

宇城市障害者地域生活支援事業実施要綱に基づき日中一時支援事業として支援学校によるタイムケアサービス事業と契約事業者による日帰りショートステイ事業が実施されている。これらの事業の利用に要する経費の1割は自己負担となっているがタイムケアサービス事業については負担額が要綱と実態とで異なっている。

また、第5章移動支援事業及び第8章日中一時支援事業（日帰りショートステイ）の利用申請書に申請日の記載のないものが多数見受けられた。記載の徹底を指導されたい。
- 重度心身障がい者医療費助成事業（法令遵守）

重度心身障がい者医療費助成事業で平成28年4月に受診し7月に助成金を申請されたもの

が翌年の3月に負担行為がなされていた。8月支払い分で入力ミスや処理ミスが重なったことによるものとのことだが、毎月1,000件を超す入力作業で煩雑ではあるが集計の際のチェックを慎重にすると共にシステム上でのエラーチェック、集計時の突合等入力ミスの再発防止策を講じられたい。

また、重度心身障害者医療費助成申請書に「※注 受診された月から1年を過ぎると申請できません。」と記載してあるが条例を見ると「医療の給付を受けた日の属する月の翌月から起算して1年を経過した月の翌月以降においては、することができない」とある。期限が1か月相違しているので、条例のとおり記載するよう改められたい。

「その他の意見」

○ 障がい者団体の運営費補助事業（法令遵守）

宇城市障害者団体事業費補助金交付要綱第5条第1項第3号の規定で上限は26万円となっているが、申請団体の内一つの団体の申請額が25万5千円であったものの25万円で交付決定されている。

要綱で定める上限の26万円は講師謝礼分の1万円を25万円に上乗せしたものであり、当団体は講演会を開催しなかったため講師謝礼に相当する額を除き25万円の上限を交付決定したものであるとのことであるが、要綱の規定からは講師謝礼分を減額取り扱いにすることになる根拠条文が見当たらなかった。

○ 生活保護扶助費支給業務（法令遵守、公平性）

生活保護の支給決定について扶養の放棄とみられるものがあつた。民法第877条の規定では直系血族及び兄弟姉妹は扶養の義務があり、裁判により扶養の義務を負わせることもある。理由等を十分に把握して適正に対応されたい。

生活保護の償還金未収金については、平成28年度分まで時効中断の手続きが一度も執られていない。今年度マニュアルを作成されたとのことなので平成29年度分から速やかに対応されたい。

健康福祉部 こども福祉課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
こども福祉係	放課後児童健全育成事業
	子ども・子育て支援事業
	障がい児保育に関する補助事業
	公立保育所民営化（児童館含む）に関する業務
	特定教育・保育施設等に関する給付費関係業務
子育て支援係	こども医療費助成事業
	地域子育て支援拠点事業
	児童手当費事業
	児童扶養手当費事業
	ひとり親家庭等医療費助成事業

子育て支援係	ひとり親家庭自立支援給付事業
	ファミリー・サポートセンター事業
	DV・婦人保護（相談）事業
	利用者支援事業
児童館・保育園	管理運営業務

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
こども福祉係	①放課後児童健全育成事業 みすみ保育園児童クラブ事業運営業務委託	有効性・効率性、法令遵守
	②子ども・子育て支援事業	有効性・効率性、法令遵守
	③障がい児保育に関する補助事業	有効性・効率性、法令遵守
	④特定教育・保育施設等に関する給付費関係業務	有効性・効率性、法令遵守
	⑤児童福祉費負担金の収入未済額	資産の保全、法令遵守
子育て支援係	⑥こども医療費助成事業	信頼性・公平性、法令遵守
	⑦地域子育て支援拠点事業 宇城市地域子育て支援拠点事業運営委託（三角子育て支援センター）	有効性・効率性、法令遵守
	⑧児童手当費事業	信頼性・公平性、法令遵守
	⑨児童扶養手当費事業	信頼性・公平性、法令遵守
	⑩ひとり親家庭等医療費助成事業	信頼性・公平性、法令遵守
	⑪ひとり親家庭自立支援給付事業	信頼性・公平性、法令遵守
豊野保育園	⑫豊野保育所（園）の管理運営業務	資産の保全、有効性・効率性

3 監査の主な着眼点

- ①⑦ 事業が関係法令等に基づき適正に執行されているか、委託契約は事業目的に適合しているか、契約の目的と比較して効率的・経済的か、設計数量は適正か、適正な契約手続きか、随意契約理由や業者選定の方法は適正か、完了検査は適正に行われているか等について監査した。
- ② 事業が関係法令等に基づき適正に執行されているか等について監査した。
- ③④ 事務手続きが関係法令等に基づき適正に執行されているか、補助の目的及び必要性が明確になっているか等について監査した。
- ⑤ 収納事務は適切に執行されているか、滞納整理は適切に執行されているか、時効中断等の適正な債権管理が行われているか等について監査した。
- ⑥⑧⑨⑩⑪ 関係法令等に基づき、適正に給付されているかについて監査した。
- ⑫ 施設の維持管理が適切に管理されているか、備品等の管理は適正に行われているかについて監査した。

4 監査の結果

「改善を要するもの」

○ 障がい児保育事業（法令遵守）

障がい児保育事業については、宇城市地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱に規定して実施されているが、その要綱自体は子ども・子育て支援法に基づく3事業の交付要綱である。そのため支援法に基づかない障がい児保育事業については交付額の算定や趣旨、根拠が相違している。障がい児保育事業については別途要綱を制定し実施されたい。

また、交付決定通知の送付がなされていないものが見受けられた。改められたい。

「その他の意見」

○ 地域子育て支援拠点事業（法令遵守）

子ども子育て支援法に基づいて、地域子育て支援拠点事業を民間事業所に委託されて6か所の事業所で実施している。この事業は実施形態により法定基準額が異なるため契約額や年間を通して申請形態通りに実施されているかなどの実績報告の検査が肝要であるが、その検査が実施されていないため、今後実施されたい。

○ ひとり親家庭等医療費助成事業（法令遵守）

宇城市ひとり親家庭等医療費助成に関する規則に基づき県からの補助を受け20歳以下のひとり親家庭等の子供の医療費の一部（2/3）が助成されているが、起案文に根拠規定の記載がなく、本文の伺いと併せ伺いの事柄が前後していた。今後改められたい。

○ 児童手当返還金事務（法令遵守）

児童手当の返還金未納額が8件2,413,293円となっている。毎年2年の時効を中断するため児童手当法第23条第3項の規定に基づき督促状を送付しているが、督促状が宛先人不明で返って来ていないことから届いていると推測して処理されている。

確実に時効を中断させるためにも督促状の送付は簡易書留もしくは住所不明の場合は公示送達する等により処理されたい。

健康福祉部 児童福祉センター

1 主な事務事業

係名	事務事業名
児童福祉センター係	家庭児童相談事業

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
児童福祉センター係	①家庭児童相談事業	有効性・効率性、信頼性

3 監査の主な着眼点

- ① ケース管理を行い、相談に適切に対応しているか、個人情報を含む資料等を適切に保管しているかについて監査した。

4 監査の結果

「その他の意見」

○ 家庭児童相談事業（法令遵守、信頼性）

児童相談事案の多様化、潜在化等が見られ職員のスキルアップに努められているが、事務の特殊性から職員のメンタル面や勤務事情などを踏まえて適切な勤怠管理に努められたい。

また、相談事案は個人情報として最も保護しなければならない事案と考えられる。個人情報の保護に関する手引書等を作成し慎重に対応されたい。

経済部 農政課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
農政係	中山間地域等直接支払交付金事業
	青年就農給付金業務
	中山間地域等担い手収益力向上支援事業
	機構集積協力金業務
	農地中間管理事業
農業経営係	有害鳥獣駆除関係業務
	国・県補助事業（被災施設等整備を含む）
	農業用廃ビニール適正処理事業
	新需給システム推進事業
	環境保全型農業直接支払交付金事業
	経営体育成支援事業（被災者向けを含む）
	農業振興に関する業務

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
農政係	①中山間地域等直接支払交付金事業 中山間地域等直接支払制度事業補助金	有効性・効率性、法令遵守
	②青年就農給付金業務	有効性・効率性、法令遵守
	③中山間地域等担い手収益力向上支援事業	有効性・効率性、法令遵守
農業経営係	④国・県補助事業（被災施設等整備を含む）	有効性・効率性、法令遵守
	⑤農業用廃ビニール適正処理事業	有効性・効率性、法令遵守
	⑥新需給システム推進事業	有効性・効率性、法令遵守
	⑦経営体育成支援事業（被災者向けを含む）	有効性・効率性、法令遵守

3 監査の主な着眼点

①～⑦ 事務手続きが関係法令等に基づき適正に執行されているか、補助等の目的及び必要性が明確になっているか、事業は有効性の観点から常に検証されているか等について監査した。

4 監査の結果

「その他の意見」

○ 中山間地域等直接支払交付金事業（法令遵守）

中山間地域等直接支払交付金事業については適正に処理されていたが実績報告書に貼付してある写真に活動作業の説明が記載されていない。また、写真の貼付がないものも見受けられた。中山間地域等直接支払交付金事業は、申請事務に慣れていない中山間地域の住民が行っている

ために指導が行き届かないところもあると考えるが、交付金には国費が含まれており不適切な交付金使用があった場合は、返還することになり補助金残高が不足する事態になれば構成員が出捐することになり事業の存否に影響する。

実績報告書等事務手続きは、適切に作成するよう指導をされたい。

○ 青年就農給付金業務（行政監査）

青年就農給付金については国・県・市の要綱に基づいて適正に処理されていたが支給停止を行った場合の返還金について、停止期間が複数の支払期間にまたがった場合の月割り計算等の基準が曖昧に見える。国の要綱などを精査して合理的な基準の設定が重要だと考える。

また、起案文の起案の仕方が、本伺いと併せ伺いが逆になっている起案文が見受けられた。先ず何を伺うのか、次に手続きの伺いであることを指導されたい。

青年就農給付金については平成29年度から農業経営を継続させるため農業次世代人材投資資金と名称が変更されており各専門分野でのサポートが必要となってくる。サポーターの選定や継続したサポートができるような体制の構築を図られたい。

経済部 農林水産課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
農林管理係	多面的機能支払交付金事業
	土地改良区運営補助事業
	排水機場維持管理業務
	海岸樋門等維持管理業務
	農業用施設維持管理業務
	農道維持管理業務
	土地改良施設維持管理適正化事業拠出金補助事業
	国営造成施設管理体制整備促進事業
	ため池ハザードマップ作成業務（繰越）
	ため池洪水調整機能解析調査業務
現年度発生農業用施設災害復旧工事事業（熊本地震関連事業）	
農林建設係	農業基盤整備事業補助金交付事務
	農道整備事業
	用排水整備事業
	農業基盤災害復旧補助金交付事務
	林業・森林整備地域活動支援交付金事業
	農地等災害復旧事業に関する業務
	県営農地防災事業連絡・調整業務
水産係	水産業振興に関する事務
	稚魚・稚貝等育成・放流等事業補助金交付事務
	カキ養殖試験補助金交付事務

水産係	漁港施設等改良事業（国庫補助）に関する事務
	漁港施設等単独改良事業に関する事務
	漁港施設等の管理に関する事務
	水産施設等の災害復旧に関する業務（熊本地震関連事業）

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
農林管理係	①多面的機能支払交付金事業	有効性・効率性、法令遵守
	②土地改良区運営補助事業	有効性・効率性、法令遵守
	③排水機場維持管理業務	資産の保全、有効性・効率性
	④海岸樋門等維持管理業務	資産の保全、有効性・効率性
	⑤農道維持管理業務	法令遵守、資産の保全、有効性・効率性
	⑥土地改良施設維持管理適正化事業拠出金補助事業	有効性・効率性、法令遵守
	⑦ため池ハザードマップ作成業務委託	有効性・効率性、法令遵守
	⑧長崎排水機場（39期生）適正化工事	有効性・効率性、法令遵守
	⑨笹尾（ため池）災害復旧工事	有効性・効率性、法令遵守
	⑩中ノ浦（ため池）応急本復旧工事	有効性・効率性、法令遵守
農林建設係	⑪農道整備事業	有効性・効率性
	⑫農地等災害復旧事業に関する業務	法令遵守、信頼性、有効性・効率性
	⑬予算流用（農業用施設災害復旧費の委託料から林業施設災害復旧費の委託料へ）	有効性・効率性、法令遵守
	⑭舞嶋（田）災害復旧工事	有効性・効率性、法令遵守
	⑮不用額（農地用排水整備費の工事請負費）	有効性・効率性
水産係	⑯松合漁港他 2 漁港水産基盤機能保全計画策定（水域施設）業務委託	有効性・効率性、法令遵守
	⑰松合漁港災害復旧測量設計業務委託	有効性・効率性、法令遵守
	⑱稚魚・稚貝等育成・放流等事業補助金	法令遵守、有効性・効率性
	⑲不用額（水産施設災害復旧費の需用費）	有効性・効率性

3 監査の主な着眼点

- ①⑱ 事務手続きが関係法令等に基づき適正に執行されているか、補助の目的及び必要性が明確になっているか、補助対象事業は経済性・効率性及び有効性の観点から常に検証されているか等について監査した。
- ② 事務手続きが関係法令等に基づき適正に執行されているか、補助の目的及び必要性が明確になっているか等について監査した。

- ③ アセットマネジメント計画が策定され施設の点検・補修などの維持管理が適切に実施されているか等について監査した。
- ④ 施設の維持管理が適切に実施されているか等について監査した。
- ⑤ 農道の維持管理が適切に実施されているか、委託契約は事業目的に適合しているか、契約の目的と比較して効率的・経済的か、設計数量は適正か、適正な契約手続きか、随意契約理由や業者選定の方法は適正か、完了検査は適正に行われているか等について監査した。
- ⑥ 事務手続きが関係法令等に基づき適正に執行されているか、補助の目的及び必要性が明確になっているか、アセットマネジメント計画が策定され施設の維持管理が適切に実施されているか等について監査した。
- ⑦ 契約は事業目的に適合しているか、契約の目的と比較して効率的・経済的か、設計数量は適正か、適正な契約手続きか、業者選定の方法は適正か、完了検査は適正に行われているか等について監査した。
- ⑧⑨⑩⑭ 事業目的に適合しているか、設計・積算に係る条件は適切に設計図書に明示しているか、見積の徴取は適切か、コスト低減が図られているか、設計数量は適切か、適正な契約手続きか、業者選定の方法は適正か、契約変更理由は妥当か、また指示書等を作成して適切に行っているか、契約の監理及び監督体制は整い監理・検査は適正に行なわれているか、設計どおり施工されているか等について監査した。
- ⑪ 農道整備事業が県と連携し適切に実施されているか等について監査した。
- ⑫ 事務手続きが関係法令等に基づき適正に執行されているか、補助対象事業は有効性の観点から検証されているか、委託については設計数量は適正か、適正な契約手続きか、随意契約理由や業者選定の方法は適正か、完了検査は適正に行われているか、工事については事業目的に適合しているか、設計・積算に係る条件は適切に設計図書に明示しているか、見積の徴取は適切か、コスト低減が図られているか、設計数量は適切か、適正な契約手続きか、業者選定の方法は適正か、契約変更理由は妥当か、また指示書等を作成して適切に行っているか、契約の監理及び監督体制は整い監理・検査は適正に行なわれているか、設計どおり施工されているか等について監査した。
- ⑬ 予算流用の必要性、手続き及び時期は適正か等について監査した。
- ⑮⑲ 不用額を生じた時期・理由が適正か等について監査した。
- ⑯⑰ 委託契約は事業目的に適合しているか、契約の目的と比較して効率的・経済的か、設計数量は適正か、適正な契約手続きか、随意契約理由や業者選定の方法は適正か、完了検査は適正に行われているか等について監査した。

4 監査の結果

「指摘事項」

○ 農道維持管理業務（法令遵守）

農道維持管理業務について、委託契約書の仕様書には除草を年2回実施すると規定されているが1回目の完了届と2回目の完了届に貼付されている竣工写真（着工前、竣工）が同一のものであった。

また、完了届に完了期日の記載のないものが見受けられた。契約書の規定を踏まえて適切に処理されたい。

「改善を要するもの」

○ 稚魚・稚貝等育成・放流等事業補助金（法令遵守、公平性）

松橋小川漁業協同組合に対する稚魚・稚貝等育成・放流補助について、宇城市水産業振興補助金交付要綱に基づく申請書に添付された事業計画書の予算額と予算書の金額について整合がとれていない。

また、実績報告書の金額と精算書の金額についても整合がとれていなかった。

これは、不適切な補助金行政と見做されるため、補助金返還も視野に入れ、交付決定及び実績報告の取り扱いについては宇城市補助金等交付規則及び当該要綱に基づいて適正に処理されたい。

「その他の意見」

○ 土地改良区運営補助事業（行政監査）

5つの土地改良区に対し運営費補助金が合わせて450万円支払われている。補助金については運営費補助金交付要綱に基づいて適正に処理されていたが、宇城市が合併し10年以上になる。速やかに土地改良区の合併を進められたい。

○ 農地等災害復旧事業に関する業務（法令遵守、信頼性）

ア 農地等災害復旧事業において、小川町の谷口ため池の賃借検査調書ではブルドーザー（7t）の借り上げになっているが、完了届の写真には当該ブルドーザーを撮影した写真が貼付されておらず、検査調書には当該ブルドーザーに関して何らの記載もなかった。検査に当たっては、適格に実施されたい。

完了届の写真から現場の状況を推測すると当該ブルドーザーが作業していた事実は見受けられるが、今後は、完了届に実態がわかる写真を貼付するように指導されたい。

イ 災害復旧測量設計業務委託に係る災害復旧工事の分担金徴収についての算定報告書では分担金徴収規則が改正されているが、旧分担金徴収規則の写しを添付し60%の旧基準で分担金の算定がなされているものがあつた。

なお、分担金の徴収実態は改正後の基準に基づき適正に処理されている。受託者からの完了報告書の検査に当たっては適格に実施されたい。

ウ 災害復旧測量設計業務及び中ノ浦（ため池）応急本復旧工事において、随意契約の理由の適用条文誤りがあつた。適用条文に注意されたい。

また、中ノ浦（ため池）応急本復旧工事において、段階確認書立会願いに日付と担当者の署名がなく担当者の押印だけがしてあつた。処理を忘れ決裁も受けず処理されていたとのことであるが今後は適正に処理されたい。

○ 契約書の印紙の貼付を誤っていたもの（法令遵守）

委託期間の延長が契約されていたが、契約書には金額が記載されていなかったにもかかわらず200円の印紙が貼付されていた。印紙税法に基づいた適正な取り扱いを指導されたい。

経済部 商工振興課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
商工物産係	企業誘致業務
	地方創生加速化交付金事業
	宇城市商工会補助金・連携業務
	消費者団体補助金・生活相談業務
	買物弱者支援モデル事業
	住宅リフォーム助成事業
	宇城市復興券発行・換金業務
	ふるさと祭り実行委員会補助金・事務局業務
	不知火・海の火まつり実行委員会補助金・事務局業務
	宇城市物産展実行委員会補助金・事務局業務
三角支所経済課 商工観光係	みすみ港祭り実行委員会事務局事務

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
商工物産係	①企業誘致業務	有効性・効率性、法令遵守
	②地方創生加速化交付金事業	有効性・効率性、法令遵守
	③宇城市商工会補助金・連携業務	有効性・効率性、法令遵守
	④買物弱者支援モデル事業	有効性・効率性、法令遵守
	⑤住宅リフォーム助成事業	公平性、有効性、法令遵守
	⑥指定管理(三角駅前フィッシャーマンズ ワープ)	有効性・効率性、信頼性
	⑦宇城市地域経済構造分析業務委託	有効性・効率性、法令遵守

3 監査の主な着眼点

- ① 誘致活動が適切に実施されているか、効果的な環境整備は図れているかについて監査した。
- ② 地方創生加速化交付金を活用した事業の有効性及び効率性が適切に検証されているか、事務手続きが関係法令等に基づき適正に執行されているかについて監査した。
- ③ 事務手続きが関係法令等に基づき適正に執行されているか、補助の目的及び必要性が明確になっているか、補助対象事業は有効性の観点から常に検証されているか、業務実施にあたり連携は図られているか等について監査した。
- ④ 委託契約は事業目的に適合しているか、契約の目的と比較して効率的・経済的か、設計数量は適正か、適正な契約手続きか、随意契約理由や業者選定の方法は適正か、完了検査は適正に行われているかについて監査した。
- ⑤ 事務手続きが要綱に基づき適正に執行されているか、事業は有効性の観点から常に検証されているか等について監査した。

- ⑥ 三角駅前フィッシャーマンズワープの維持管理は適切か、指定管理者とは連携し適切な指導を行っているか等について監査した。
- ⑦ 委託契約は事業目的に適合しているか、契約の目的と比較して効率的・経済的か、設計数量は適正か、適正な契約手続きか、随意契約理由や業者選定の方法は適正か、完了検査は適正に行われているかについて監査した。

4 監査の結果

「改善を要するもの」

○ 買物弱者支援モデル事業（法令遵守）

買物弱者支援モデル事業が(有)アグリパーク豊野に委託されているが、契約に当たり予定価格設定の必要から事業全体の見積もりを依頼され、その見積金額は200万円であったが、委託契約した金額は40万円となっている。

契約自由の原則ではあるが、見積金額と大きく相違した金額での契約は地方自治法施行令第167条の10の規定を類推すれば不相当と思料する。

また、施行伺いにおける委託の目的は委託というより赤字額を補てんする補助金のような内容で委託契約の理由には当たらない。

更に、契約伺いに契約書の案と入札用の見積りの添付がない。また契約書に仕様書の添付もなかった。

買物弱者支援モデル事業の委託に当たっては、地方自治法をはじめ宇城市の条例等に抵触しないように適正に処理されたい。

「その他の意見」

○ 宇城市新事業挑戦応援補助金（法令遵守、公平性、行政監査）

宇城市新事業挑戦応援補助金交付要綱では、新商品や新技術の開発に対して250万円を限度に交付することとなっているが、A事業所について250万円の交付申請に対して平成28年9月27日付で166万円が交付決定されている。

これについては、予算が500万円に対し3社から申請があったので一定の基準で減額するという内規を制定し166万円としたとしている。

要綱がありながら内規を制定して一定割合で減額することを規定したとしても行政の信頼性が損なわれる虞があるばかりでなく、事業者の開発意欲を削ぐことも考えられる。

この補助金は国からの100%事業のため2年限りの補助金であるということだが、その事案の場合は、3社について要綱に沿って審査して最も優れていると評価したのに対し交付することが行政の責務であると考えられる。

なお、補助事業の目的が開発成果を求めるのかどうか要綱では曖昧となっている。このような補助金の実績報告に当たっては、受け取り得とまらないような仕組みが必要と考える。

○ 宇城市商工会補助金・連携業務（法令遵守）

宇城市商工会補助金が、交付申請額とその申請書に添付されている補助金所要額が相違しているにもかかわらず交付申請額と同額が交付決定されている。交付に当たって補助金額の決定手続きが適切とは認められない。関係法令に基づいて適正に対応されたい。

また、実績報告書に記載された金額は、交付申請書の収支予算書、精算書の予算額と相違している。補正予算が編成されたのであれば理解できるが、そうであれば変更（更正）の過程を記載するよう指導をされたい。

○ 宇城市地域経済構造分析業務委託（効率性、行政監査）

地方創生加速化事業として地域経済構造分析業務が（公社）地方経済総合研究所に693万円で委託され宇城市産業連関表を作成されている。

産業連関表は宇城市の経済構造を相対的に明らかにするとともに、公共投資やイベント開催等における経済波及効果の分析に広く活用できるものであり活用の方針を策定するとともに定期的な作成を進められたい。

土木部 上下水道課

【水道事業会計・簡易水道事業特別会計】

1 主な事務事業

係名	事務事業名
水道庶務係	水道会計（企業会計）の予算・決算・経理及び監査事務
	水道使用届（開栓、閉栓）に関する事務
	滞納整理（上水・簡水）事務
	水道台帳管理及び使用水量の点検、検針事務
	その他係内事務
水道施設係	水道施設新設・改良業務
	受託工事業務
	水道施設維持管理業務
	その他の係内事務（予算・決算・監査・各種調査等）

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
水道庶務係	①滞納整理（上水・簡水）事務	資産の保全、法令遵守、公平性
	②宇城市簡易水道事業地方公営企業法適用支援業務委託	有効性・効率性、法令遵守
水道施設係	③水道施設維持管理業務	法令遵守、資産の保全、有効性・効率性
	④土地・建物の貸付	法令遵守、資産の保全
	⑤水道水質検査業務委託（簡易水道）	有効性・効率性、法令遵守
	⑥宇城市水道台帳システム更新業務委託（簡易水道）	有効性・効率性、法令遵守
	⑦三角町国道 57 号配水管布設替（舗装）工事	有効性・効率性、法令遵守
	⑧三角浄水場管理棟屋根防水改修工事	有効性・効率性、法令遵守
	⑨内田浄水場急速ろ過機改修工事	有効性・効率性、法令遵守
	⑩小川町南小川地区消火栓設置工事	有効性・効率性、法令遵守
	⑪国道 266 号道路改築事業に伴う配水管布設替工事	有効性・効率性、法令遵守
	⑫不知火町東部第一浄水場高圧機器更新工事	有効性・効率性、法令遵守
	⑬豊野町西部浄水場No.2 送水ポンプ修繕工事	有効性・効率性、法令遵守

3 監査の主な着眼点

- ① 必要な調査が十分に行われ、法令等に基づいて適正に管理されているか、適切な交渉等が行われその情報が適切に記録・管理されているか等について監査した。
- ②⑤⑥ 事業が関係法令等に基づき適正に執行されているか、委託契約は事業目的に適合しているか、契約の目的と比較して効率的・経済的か、設計数量は適正か、適正な契約手続きか、業者選定の方法は適正か、完了検査は適正に行われているか等について監査した。
- ③ アセットマネジメント計画が策定され施設の更新・補修などの管理が適切に実施されているか、事業が関係法令等に基づき適正に執行されているか、委託契約は事業目的に適合しているか、契約の目的と比較して効率的・経済的か、設計数量は適正か、適正な契約手続きか、随意契約理由や業者選定の方法は適正か、完了検査は適正に行われているか等について監査した。
- ④ 規則等に基づき、適正な貸付けが行われているかについて監査した。
- ⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬ 事業目的に適合しているか、設計・積算に係る条件は適切に設計図書に明示しているか、見積の徴取は適切か、コスト低減が図られているか、設計数量は適切か、適正な契約手続きか、随意契約理由や業者選定の方法は適正か、契約変更理由は妥当か、また指示書等を作成して適切に行っているか、契約の監理及び監督体制は整い監理・検査は適正に行なわれているか、設計どおり施工されているか等について監査した。

4 監査の結果

「改善を要するもの」

○ 上水道使用料の滞納整理事務（資産の保全、公平性の確保）

上水道使用料の滞納者に対して督促状を発出してもなお未納の者に対しては、給水停止を行うとともに滞納額を分割して納付するよう取り決めている。ところが取り決めに無関心な滞納者や生活困窮者については分割納付を守らなかったり、毎月の使用料より安い分納額を取り決めざるを得ないなど収入未済額は年々増加している。これについては、

ア 滞納者に資力があると認められるものについては、法的手段の予告を行いなお未納の者については、地方自治法施行令第171条の2第1項第3号の規定に基づき訴訟手続による履行の請求を行う。

イ 住民登録していない者が滞納したまま転出し所在が不明な者及び給水停止を行っても反応のない者については、地方自治法施行令第171条の5の規定により徴収停止を行い、一定期間経過してもなお履行が困難と認められる場合は議会による債権放棄の議決を得て不納欠損処分（貸し倒れ引当金処理）を行う。

ウ 滞納者が無資力又はこれに近い状態にある者については、地方自治法施行令第171条の6の規定による履行期限の延長を行い、10年経過してもなお無資力で弁済の見込みがないと認められる場合は地方自治法施行令第171条の7の規定により免除（貸し倒れ引当金処理）する。この場合は、議会の議決を要しないが、以後、滞納額が大きくなならないよう毎月納付させるために年金などの口座からの振り込み特約など附款を付して実施する必要がある。

以上の対応を実施するためには、半年ごとに1回程度滞納の状況・交渉の状況といった情報を職員間で共有し執り得るべき対策を協議する場が必要である。

「その他の意見」

○ 水道施設維持管理業務（法令遵守）

宇城市水道施設管理業務を九州テクニカルメンテナンス(株)に委託されている。水道法第24条の3の規定及び同法施行令の規定に基づき経理的、技術的な基礎を有するものとして、総括管理者、技術者を届けてあるが承認通知が出されていない。善処されたい。

○ 不知火東部第一浄水場高圧機器更新工事（法令遵守）

起案文に起案日の記載がなく、決裁日、宇城市文書管理規程第28条の3の発送日の押印もなされていない。適切に処理されたい。

【下水道事業会計・一般会計】

1 主な事務事業

係名	事務事業名
下水道庶務係	下水道事業会計の予算・決算・経理事務
	公共下水道事業受益者負担金及び農業集落排水事業分担金の賦課徴収業務
	公共下水道、農業集落排水使用料及び手数料の賦課徴収業務
	下水道排水設備指定工事店及び責任技術者の登録事務
	公共下水道事業及び農業集落排水事業の啓発事務
	その他係内の事務
下水道工務係	下水道新設・改良業務
	排水設備に伴う事務及び助成金事務
	その他の係内事務
	災害復旧事業
下水道施設係	浄水管理センター等維持管理運転業務
	処理場施設台帳管理業務
	農集処理施設等維持管理業務
	合併浄化槽設置補助金交付事業

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
下水道庶務係	①公共下水道事業受益者負担金及び農業集落排水事業分担金の賦課徴収業務	法令遵守、信頼性・公平性
	②公共下水道、農業集落排水使用料及び手数料の賦課徴収業務	法令遵守、信頼性・公平性
下水道工務係	③下水道新設・改良業務	法令遵守、有効性・効率性
	④排水設備に伴う事務及び助成金事務	法令遵守、信頼性・公平性
	⑤災害復旧事業	有効性・効率性、法令遵守
	⑥下水道管路施設災害テレビカメラ調査業務委託	有効性・効率性、法令遵守

下水道工務係	⑦宇城市下水道管路施設災害査定支援業務委託	有効性・効率性、法令遵守
	⑧西下郷地区管渠工事	有効性・効率性、法令遵守
	⑨小川地区汚水柵設置工事（その6、その10、その11）	有効性・効率性、法令遵守
下水道施設係	⑩浄水管理センター等維持管理運転業務	資産の保全、有効性・効率性
	⑪松橋不知火浄水管理センター及びマンホールポンプ場維持管理運転業務委託	有効性・効率性、法令遵守
	⑫処理場内樹木整備・消毒、除草作業業務委託	有効性・効率性、法令遵守
	⑬豊野地区農業集落排水事業機能診断業務委託	有効性・効率性、法令遵守
	⑭行政財産の目的外使用許可（松橋不知火浄水管理センター）	法令遵守、資産の保全

3 監査の主な着眼点

- ①② 公平・公正な賦課を行っているか、また未納者に対し適切な処置を行っているかについて監査した。
- ③ アセットマネジメント計画が策定され施設の新設・改良などの管理が適切に実施されているか、委託契約は事業目的に適合しているか、契約の目的と比較して効率的・経済的か、設計数量は適正か、適正な契約手続きか、随意契約理由や業者選定の方法は適正か、完了検査は適正に行われているか、また工事については事業目的に適合しているか、設計・積算に係る条件は適切に設計図書に明示しているか、見積の徴取は適切か、コスト低減が図られているか、設計数量は適切か、適正な契約手続きか、業者選定の方法は適正か、契約変更理由は妥当か、また指示書等を作成して適切に行っているか、契約の監理及び監督体制は整い監理・検査は適正に行なわれているか、設計どおり施工されているか等について監査した。
- ④ 事務手続きが関係法令等に基づき適正に執行されているか、区域内における助成金制度の周知が適切になされているかについて監査した。
- ⑤ 委託については事業が関係法令等に基づき適正に執行されているか、契約は事業目的に適合しているか、契約の目的と比較して効率的・経済的か、設計数量は適正か、適正な契約手続きか、契約理由や業者選定の方法は適正か、完了検査は適正に行われているか等について、また工事については事業目的に適合しているか、設計・積算に係る条件は適切に設計図書に明示しているか、見積の徴取は適切か、コスト低減が図られているか、設計数量は適切か、適正な契約手続きか、随意契約理由や業者選定の方法は適正か、契約変更理由は妥当か、また指示書等を作成して適切に行っているか、契約の監理及び監督体制は整い監理・検査は適正に行なわれているか、設計どおり施工されているか等について監査した。
- ⑥⑦⑪⑫⑬ 事業が関係法令等に基づき適正に執行されているか、委託契約は事業目的に適合しているか、契約の目的と比較して、効率的、経済的で委託または設計数量は適正か、適正な契約手続きか、随意契約理由や業者選定の方法は適正か、契約どおり施行されているか検査しているか等について監査した。

- ⑧⑨ 事業目的に適合しているか、諸法令・省令やガイドライン等に則った設計か、設計・積算に係る条件は適切に設計図書に明示しているか、積算・工法は積算基準に従い適正に行なっているか、見積の徴取は適切か、材料・施工法にコスト比較、標準仕様を採用するなど、コスト低減が図られているか、目的と比較して、効率的・経済的で委託又は設計数量は適切か、標準図の作成など設計業務の効率化が行われているか、適正な契約手続きか、随意契約理由や業者選定の方法は適正か、契約変更理由は妥当か、また指示書等を作成して適切に行っているか、契約の監理及び監督体制は整い監理・検査は適正に行なわれているか、設計どおり施工されているか等について監査した。
- ⑩ アセットマネジメント計画が策定され、施設が適切に管理されているか、修繕等は適正に行われているか等について監査した。
- ⑭ 条例等に基づき、適正な使用許可が行われているかについて監査した。

4 監査の結果

「指摘事項」

- 下水道管路施設災害テレビカメラ調査業務委託（法令遵守）

熊本地震での施設被害の状況を確認するため（公社）日本下水道管路管理業協会は緊急を要するためにテレビカメラによる調査を他の被災自治体に倣って宇城市でも実施し調査完了報告書を平成28年5月に提出した。ところが本市においては未契約であることを認知し平成28年7月7日に契約し8月2日に検査したこととなっている。その調査の施行は早急な地震災害復旧の必要性から実施されたものであるが、この緊急対応を失念したとして始末書が提出されていた。調査施行について県からの指示や協議結果の重要度、また県、及び他被災自治体との連携を密にすることで未契約状態は未然に防げたものと思料する。今後はこのようなことがないよう留意されたい。

「改善を要するもの」

- 排水設備に伴う事務及び助成金事務（法令遵守）

水洗便所改造工事費等助成金交付要綱では公共下水道管へ接続する場合には水洗化へ改造する者に対し、汲み取り便所6万円、単独浄化槽3万円、合併浄化槽2万円、管路の新設に対し1m当たり千円の改造工事費助成が規定されているが、補助金の交付申請書には交付金の基礎となる種別、金額が記載されていない。補助金事務においては、交付申請する補助金の種別、金額が記載されていない申請書の受理は不相当であると認められる。申請書の様式を改善されたい。

- 西下郷地区管渠工事（経済性、効率性の確保）

西下郷地区管渠工事で2回にわたって工期変更がなされていた。当初契約時の工期は平成27年10月22日～平成28年3月18日で、第1回目の工期変更が平成28年2月24日に行われ平成28年3月18日を平成28年5月31日に、第2回目も平成28年5月31日に行われ平成28年5月31日を平成28年9月30日に変更されている。第1回目の工期変更がなされた平成28年2月24日までの工事の施工状況を見ると、進捗管理計画に基づき当初契約の工期までに完了させようとする進捗管理には全く見えない。今後は施工計画に沿って工事を進めるよう進捗管理計画を徹底され安易な工期変更は避けられたい。

「その他の意見」

- 公共下水道事業受益者負担金及び農業集落排水事業分担金の賦課徴収業務（法令遵守）

公共下水道事業受益者負担金及び農業集落排水事業分担金で一括納付した場合報奨金が交付されるが起案文を見ると根拠となる条文が明確になっていない。起案文及び通知文には根拠となる条例・規則の条文を明記するよう善処されたい。

- 公共下水道、農業集落排水使用料及び手数料の賦課徴収業務（法令遵守）

公共下水道、農業集落排水使用料の滞納者への督促状が平成28年8月22日、10月21日、平成29年2月21日に発送されていた。督促状を発行する日を定めた宇城市下水道条例第26条の規定では「納期限後20日以内に督促状を発行して督促する。」となっている。納期限が同条例第16条第3項の規定では「納入通知書発送日の属する月の末日までに納入・・・」となっており督促状の発行を遅延した取り扱いになっている。善処されたい。

- 下水道新設・改良業務（法令遵守、経済性の確保）
 - ア 下水道管路施設長寿命化マンホールの取替工事で廃棄される旧マンホール蓋の引取価格は、平成27年度は1個当たり16,200円で53個引取り、また平成28年度は1個当たり20,200円で32個引取っている。

平成28年度は積算の基礎が添付されていたが平成27年度は添付されていなかったため工事積算の妥当性の判断ができなかったが、単純に比較すると平成27年度は212,000円の差額が生じている。工事設計図書には積算基礎の添付が必要であり善処されたい。
 - イ 宇城市工事契約事務取扱要綱では工事請負契約には甲、乙とも約款を付けるようになっているが受理した契約書には約款が添付されていなかった。約款の添付がないと約款に規定する条項で疑義が惹起した場合に効力がなくなる虞があり善処されたい。

会計課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
会計係	基金等管理業務
	収納消込処理業務
	用度庫物品管理関係業務

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
会計係	①基金等管理業務	法令遵守、資産の保全
	②収納消込処理業務	信頼性、効率性
	③用度庫物品管理関係業務	法令遵守、資産の保全

3 監査の主な着眼点

- ① 条例及び規則等に基づき基金が適正に管理されているかについて監査した。
- ② 事務処理の誤りを防止する対策がとられ、効率的に執行されているかについて監査した。
- ③ 規則等に基づき物品が適正に管理されているかについて監査した。

4 監査の結果

「指摘事項」

- 現金の保全について（資産の保全）

現金収納事務を取り扱う松合出張所他 9 課につき銭用として歳計現金から合計 405,000 円の貸与がなされている。

現金の亡失盗難、誤収納、収納不足等は見受けられなかったが、担当職員の収納リスクを軽減し現金の亡失盗難などを防止するために、現金の増減や残高を日々把握し現金を適正に取り扱うことが求められている。

早急に現金の貸与課だけでなく全庁的な取り扱いマニュアルを構築されたい。

「その他の意見」

- 基金財産の適正な保全について（法令遵守、資産の保全）

基金財産の管理については、基金管理規則等の管理規程を制定し適正に運用されているが、個々の事務取り扱いの確認には複数の規則等の条文をそれぞれ検索しなければならない。多額の基金財産を管理するにあたり運用のリスクを軽減するためにも一貫した内部統制（マニュアル等）の構築が必要であり今後対応されたい。

- 物品管理関係業務の法令遵守について（法令遵守）

宇城市物品管理規則に基づき重要物品の廃棄については適切に処理しているが、規則第 29 条に規定する現在高等の状況については毎年 9 月末日及び 3 月末日に物品保管状況の報告を求めているがなされていない。規則に則り適正に処理されたい。

議会事務局

1 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
議事係	①政務活動費	有効性・効率性、法令遵守

2 監査の主な着眼点

- ① 政務活動費が適正に使用されているかについて監査した。

3 監査の結果

「その他の意見」

政務活動費

- 政務活動における県外視察について（法令遵守）

県外への視察研修活動に当たって参加者が傷害保険へ加入しているもの、そうでないものがあった。

一般的に政務活動は自己責任との意見もあるが、政務活動は公務災害の適用外ということ、また偶発的事故の頻度など総合的に考慮すると県外における政務活動については傷害保険へ加入した方が望ましいと考えるため統一されたい。

教育部 生涯学習課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
生涯学習係	放課後子ども教室事業関係事務
	学校・家庭・地域連携推進事業
	宇城っ子のつどい事業
	宇城市地域婦人会活動補助金交付事務
人権教育係	人権教育啓発イベント（人権フェスタ）運営業務
	同和対策補助事業
	地域人権教育指導員関係業務
	人権教育研修業務
中央公民館	自治公民館等整備費補助金交付事務
	中央公民館管理運営業務
三角公民館	三角公民館（三角センター）管理運営業務
	郡浦地区市民館管理運営業務
小川公民館	小川公民館（小川総合文化センター）管理運営業務
	河江地区コミュニティーセンター管理運営業務
豊野公民館	豊野公民館管理運営業務
インダストリアル研修館	施設管理業務
	インダストリアル研修館管理運営業務
松橋公民館	施設管理業務
	松橋公民館管理運営業務

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
生涯学習係	①放課後子ども教室事業関係事務	有効性・効率性
	②宇城っ子のつどい事業	有効性・効率性
	③土地の貸付（戸馳地区生涯学習センター）	法令遵守、資産の保全
人権教育係	④人権教育啓発イベント（人権フェスタ）運営業務	有効性・効率性
	⑤同和対策補助事業	有効性・効率性、法令遵守
中央公民館	⑥自治公民館等整備費補助金交付事務	有効性・効率性、信頼性・公平性 法令遵守
	⑦熊本地震に伴う自治公民館等整備費補助金交付事務	有効性・効率性、信頼性・公平性 法令遵守
	⑧中央公民館・豊野公民館災害復旧工事	有効性・効率性、法令遵守
松橋公民館	⑨松橋公民館屋根その他改修工事	有効性・効率性、法令遵守

3 監査の主な着眼点

- ①② 事業の有効性及び効率性が適切に検証されているかについて監査した。
- ③ 規則等に基づき、適正な貸付けが行われているかについて監査した。
- ④ 人権フェスタのテーマや内容等を検証し、効果的なイベントとなっているかについて監査した。
- ⑤⑥ 事務手続きが関係法令等に基づき適正に執行されているか、補助の目的及び必要性が明確になっているか、有効性の観点から常に見直しされているか等について監査した。
- ⑦ 事務手続きが関係法令等に基づき適正に執行されているか等について監査した。
- ⑧⑨ 事業目的に適合しているか、設計・積算に係る条件は適切に設計図書に明示しているか、見積の徴取は適切か、コスト低減が図られているか、設計数量は適切か、適正な契約手続きか、随意契約理由や業者選定の方法は適正か、また指示書等を作成して適切に行っているか、契約の監理及び監督体制は整い監理・検査は適正に行なわれているか、設計どおり施工されているか等について監査した。

4 監査の結果

「その他の意見」

- 放課後子ども教室事業関係事務（行政監査）

現在松合小学校、小川小学校、小野部田小学校の3か所で実施しており今後部活の社会体育への移行や学校と地域のつながりなどで拡大の方向だがコーディネーターやアドバイザーが不足しており具体的な計画が進められないとのことである。

拡大の方向で考えられているのであれば、アドバイザー養成の実施やアドバイザーの不足の要因分析等を実施することでそれらの不足が解消されるのではないかと思料される。検討されたい。
- 人権教育啓発イベント（人権フェスタ）運営業務（経済性）

人権フェスタが旧町毎に5か所で実施されているが、人権フェスタの参加賞が実施の都度同一業者から5会場別々に購入されている。経済性を高めるために一括購入を検討されたい。
- 自治公民館等整備費補助金交付事務（経済性）

不知火地区公民館で地震により被災したエアコン2台を新設している。契約に当たり徴取したエアコン自体の見積書には標準工事費込の見積額となっていたが、請求書ではエアコンの見積額に工事費を加算して請求されていた。今後、完了検査に当たっては適切に行われたい。

また、公民館の損害保険料が自治公民館等整備費補助金の申請工事費に含まれていたが当該要綱には保険料の取り扱いの記載がない。設備整備補助金の対象経費としてソフト費用の取り扱いを検討されたい。
- 熊本地震に伴う自治公民館等整備費補助金交付事務（法令遵守）

不知火の鴨籠公民館で交付申請が平成28年4月13日、交付決定が9月28日となっている。宇城市補助金等交付規則第6条では「補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。」となっていることから今後は申請内容の調査終了後は速やかに交付決定されたい。

また、竣工確認検査について、北山崎区は平成29年1月10日に実績報告書が提出され平成29年3月13日に実施し、豊福区は平成29年1月27日に実績報告書が提出され平成29年3月1日に実施している。早期に補助金額を確定させるためには速やかな竣工確認検査を実施されたい。

また、熊本地震で被災した自治公民館等の修復に対し宇城市自治公民館等整備費補助金交付要綱に基づき工事費の40%の補助率で補助することにしてはいたが、県から補助金が交付されることとなり2月24日に市補助金の対象行政区に対して75%の補助率で交付決定することにした。

その交付手続きは、交付申請・実績報告は40%の補助率で、交付決定・交付確定は75%の補助率で行っており補助手続きにおける整合性が次のとおりとれていない。

ア 小川町中町区は平成29年2月24日に1,022千円の交付決定がなされているが、実績報告書は3月10日に545千円で提出されている。

イ 小川町南小野区は平成29年2月24日に602千円の交付決定がなされているが、実績報告書は3月6日に321千円で提出されている。

ウ 松橋町久具区は平成29年2月6日に245千円の実績報告書が提出され、3月1日に竣工確認検査、3月2日交付確定通知が出されているが、遡及して2月24日に459千円で交付決定し2月28日に459千円で交付確定している。

この一連の補助金交付手続きは、不適切な事務手続きと言わざるを得ない。適正な交付業務となるよう整理されたい。

教育部 スポーツ振興課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
全係	各種スポーツ大会・教室開催に関する事務事業
スポーツ振興係	宇城市体育協会補助事業
	総合型地域スポーツクラブ補助事業
	学校部活動社会体育移行業務
	宇城市スポーツ推進委員事務局事務
	松橋グラウンド維持管理・運営に関する業務
	松橋プール維持管理・運営に関する業務
	勤労身体障害者教養文化施設維持管理・運営に関する業務
	松橋地区小中学校体育館管理・運営に関する業務
	不知火グラウンド維持管理・運営に関する業務
	不知火体育館維持管理・運営に関する業務
	松合体育館維持管理・運営に関する業務
不知火温水プール維持管理・運営に関する業務	
三角スポーツ振興係	三角地区生涯学習センター体育施設維持管理・運営
	B&G海洋センター維持管理・運営
	三角グラウンド維持管理・運営業務

小川スポーツ振興係	観音山グラウンド維持管理・運営に関する業務
	稲川グラウンド維持管理・運営に関する業務
	ふれあいスポーツセンター維持管理・運営に関する業務
	小川体育館維持管理・運営に関する業務
豊野スポーツ振興係	豊野グラウンド維持管理・運営に関する業務
	豊野トレーニングセンター維持管理・運営に関する業務

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
全係	①各種スポーツ大会・教室開催に関する事務事業	有効性・効率性
スポーツ振興係	②宇城市体育協会補助事業	有効性・効率性、法令遵守
	③総合型地域スポーツクラブ補助事業	有効性・効率性、法令遵守
	④宇城市スポーツ推進委員事務局事務	有効性・効率性
	⑤松橋グラウンド維持管理・運営に関する業務	資産の保全、有効性・効率性
	⑥不知火温水プール維持管理・運営に関する業務 不知火温水プール指定管理業務委託	有効性・効率性、信頼性
	⑦避難所設備設置業務委託	有効性・効率性
	⑧行政財産の目的外使用許可(当尾グラウンド)	法令遵守、資産の保全
	⑨不知火温水プール非構造部材改修工事	有効性・効率性、法令遵守
	三角スポーツ振興係	⑩三角地区生涯学習センター体育施設維持管理・運営
⑪B & G海洋センター維持管理・運営		資産の保全、有効性・効率性
小川スポーツ振興係	⑫観音山グラウンド維持管理・運営に関する業務	資産の保全、有効性・効率性
	⑬ふれあいスポーツセンター防球ネット改修工事	有効性・効率性、法令遵守

3 監査の主な着眼点

- ① 事業の有効性及び効率性が適切に検証されているかについて監査した。
- ②③ 事務手続きが関係法令等に基づき適正に執行されているか、補助の目的及び必要性が明確になっているか、補助対象事業は経済性・効率性及び有効性の観点から常に見直しされているか等について監査した。
- ④ スポーツ推進委員と連携し適切に事業が執行されているか、事業の有効性及び効率性が常に検証されているかについて監査した。

- ⑤⑩⑪⑫ アセットマネジメント計画が策定され、施設の点検・補修などの維持管理が適切に実施されているか等について監査した。
- ⑥ 公の施設が適切に管理されているか、指定管理者と連携し事業の効率性・有効性等が検証されているか等について監査した。
- ⑦ 委託契約は事業目的に適合しているか、設計数量は適正か、適正な契約手続きか、業者選定の方法は適正か、完了検査は適正に行われているか等について監査した。
- ⑧ 条例等に基づき、適正な使用許可が行われているか等について監査した。
- ⑨⑬ 事業目的に適合しているか、設計・積算に係る条件は適切に設計図書に明示しているか、見積の徴取は適切か、コスト低減が図られているか、設計数量は適切か、適正な契約手続きか、随意契約理由や業者選定の方法は適正か、契約変更理由は妥当か、また指示書等を作成して適切に行っているか、契約の監理及び監督体制は整い監理・検査は適正に行なわれているか、設計どおり施工されているか等について監査した。

4 監査の結果

「改善を要するもの」

○ 宇城市体育協会補助事業（法令遵守）

宇城市体育協会に対し補助金として15,620千円が交付決定され、7,178千円が実績報告書において使用していない金額として、宇城市補助金交付規則第20条第2項に基づき返還されている。返還であれば返還金として収入調定し返還しなければならないが負担行為の減額で処理されている。負担行為を減額するのであれば宇城市補助金交付規則第9条の補助事業等の内容の変更であり変更申請書を提出させ補助金等の交付決定額の変更をすべきである。なお、第20条第2項に基づいての返還であるとしても返還通知が出されていない。

宇城市補助金交付規則第9条なのか第20条なのか整理されたい。

○ 行政財産の目的外使用許可（法令遵守）

ア 当尾グラウンドを西日本電信電話(株)が電柱等を使用許可されて使用しているが、使用許可伺いや許可書控えが見当たらない。宇城市文書管理規程第6条、第29条及び第30条に基づき適切に作成・整理・保管されたい。

イ 松橋勤労身体障害者教養文化体育施設の研修室A・B、教養文化室の3部屋を(公社)宇城市社会福祉協議会が児童発達支援事業の事務所として長期間使用している。この使用料について、当該施設の通常使用として当該施設条例に規定する使用料662,000円を、市長による減額規定を適用し使用料165,600円としている。これは本則適用した使用料を3/4減額したものとっており、この3/4とした根拠がどこにも見当たらない。

そもそも、この児童発達支援事業の事務所として使用することは当該施設の通常使用とは言えないと思料する。その用途又は目的を妨げないのであれば地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可として使用させるのが適当であり、その場合は行政財産の使用条例に基づいた使用料を徴収することになる。

いずれにしろ、現在の(公社)宇城市社会福祉協議会が児童発達支援事業の事務所として長期使用することは当該施設条例の規定に反していると考えられるので改められたい。

ウ 当尾グラウンドを九州通信ネットワーク(株)に中継線用地として目的外使用許可しているが使用許可伺いが見当たらない。宇城市文書管理規程第6条、第29条及び第30条に基づき適切に作成・整理・保管されたい。

また、許可書控えを見ると使用料の免除理由が宇城市行政財産使用条例第7条第1項第1号となっているが、1号は「国又は他の地方公共団体が公用又は公共用に供するとき。」となっており免除規定が誤っている。善処されたい。

「その他の意見」

○ 各種スポーツ大会・教室開催に関する事務事業（法令遵守）

ア 宇城市教育委員会主催の不知火みかん狩りウォーキング大会、不知火デコポン駅伝大会の起案文が見当たらない。宇城市文書管理規程第6条の規定に基づき意思決定に当たっては、文書を作成して行うものとする。また、作成した文書は同規程第29条及び第30条の規定により整理・保管するものであり適正に文書管理されたい。

イ 大会の通知文が教育長、課長連名で出されているものがある。文書の記名は、宇城市文書管理規程第10条の規定に基づき適切に用いられたい。

ウ スポーツ大会委託料の精算について、委託契約書第5条で「精算の結果その額に満たない場合は精算額を持って委託料とする」となっているが、決算書の提出がなされていないものがあった。決算書の提出は委託契約書第5条の規定から委託金算定基礎になるものであり契約書の条項に基づき適正な事務処理を行われたい。

エ スポーツ大会を開催する場合、その開催への関わり方によって主催、共催、主管、後援、協賛があるが、スポーツ大会で業務委託契約の受託者が主催となっているものがある。市の事業として委託するのであれば、宇城市及び宇城市教育委員会が主催、受託者を主管とするのが一般的であり、大会への関わり方を整理されたい。

また、共同開催者について宇城市教育委員会が主催、共催、連名でなどまちまちとなっている。その関わり方について基準を設け統一されたい。

○ 松橋グラウンドの修繕と備品購入に関する業務（法令遵守）

松橋グラウンドの修繕と備品購入の完了検査調書がないものが見受けられた。また、金額的に省略できるものについては請求書に確認印を押すことになっているがその写しの添付がなされていなかった。今後、適切に処理されたい。

教育部 中央図書館

1 主な事務事業

係名	事務事業名
全館	図書館奉仕事業
総務係	移動図書館車及び移動図書業務
	中央図書館維持管理運営事業
庶務係	子どもの読書活動推進及び支援事業
三角図書館	三角図書館維持管理運営事業

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
全館	①図書館奉仕事業	有効性・効率性
総務係	②移動図書館車及び移動図書業務	有効性・効率性
	③中央図書館維持管理運営事業	資産の保全、有効性・効率性
庶務係	④子どもの読書活動推進及び支援事業	有効性・効率性
三角図書館	⑤三角図書館維持管理運営事業	資産の保全、有効性・効率性

3 監査の主な着眼点

- ①②④ 事業の有効性及び効率性が適切に検証されているかについて監査した。
- ③⑤ 施設の点検、補修などの維持管理が適切に実施されているか等について監査した。

4 監査の結果

「その他の意見」

- 図書館奉仕事業（全館分）
 - ア 図書の発注管理で発注された本の品切れ・絶版の場合の対応についてのマニュアルがなかった。検討されたい。
 - イ 貸し出された本の返却で「借りた方は返却したと言われるが、図書館では返却が確認できない」という住民とのトラブルが発生している。貸し出した本のリスクマネジメントを検討して不明の本が出ないように検討されたい。
 - ウ 起案文に発送日の記入のないものが見受けられた。発送日については宇城市文書管理規程第28条の3の規定に基づき適正に処理されたい。
- 中央図書館・豊野図書館契約関係
 - ア ブックトラック修繕、文化プラザ照明器具取り換え工事、ブックスタート用の本の購入における事務手続きについて、施行伺いに予定価格の根拠資料がなかった。適正な事務処理をされたい。
 - イ 30万円以下の契約について、検査調書が作成されていたが実施報告書、写真等の添付がなかった。調書を作成されるのであれば適正な事務処理をされたい。
- 三角図書館契約関係
 - 三角図書館の清掃委託、消防施設点検委託の竣工確認検査調書に完了報告書等の添付がない。別に保管しているとのことだが委託された業務については宇城市文書管理規程第29条及び第30条に基づき適切に整理・保管されたい。
 - また、複写機の使用契約書に収入印紙の貼付がないものが見られた。印紙税法に基づき適切に処理されたい。

宇城市立小中学校

1 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
不知火中学校	①備品台帳 ②支出負担行為決議書(物品購入等施行伺 い、契約書、請書含む)	資産の保全、法令遵守
松橋中学校		
三角小学校		
不知火小学校		
豊川小学校		
河江小学校		

2 監査の主な着眼点

- ① 物品は正しく分類整理されているか、また備品整理票などは正確に貼付されているか、備品台帳類は整備され正しく記載されているか、物品の現在高は帳簿残高と一致しているか、また帳簿外物品はないか、保管の方法・場所は適切か、貸借・所管替え等の手続きは適正に行なわれているか、他団体へ貸与しているもの手続きは適正に行なわれているか、遊休物品・死蔵物品等はないか、また管理替え等による有効利用への配慮がなされているか、紛失・破損・廃品その他不用品の処理は適正に行なわれているか、関係帳簿・書類等の記帳・各種証拠書類の整理は適正に行なわれているか、物品の保管に係る管理点検体制は確立されているか等について監査した。
- ② 物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか、物品の購入手続きは適切か、また物品の価格・数量・規格は適切か、物品の出納受払いは適切に行われ出納帳簿類は整備されているか等について監査した。

3 監査の結果

河江小学校

「その他の意見」

- 支出負担行為決議書（物品購入等施行及び契約伺い、契約書、請書含む）
 - ア 支出負担行為決議書には問題はなかったが3ヶ月に1回健診することになっている貯水槽を清掃する検査員の健診結果が写しだった。
 - イ 樹木の剪定を委託されているが検査調書に写真の貼付がなかった。写真の貼付をされたい。
- 備品台帳及び現物確認
 - ア 台帳に記載されていない備品がかなりの数見受けられた。備品台帳の整備をされたい。
 - イ 備品の使用責任者を決め、点検等の実施要領の作成をされたい。
 - ウ 図書購入一覧で年度毎に開始値・増加分・除籍分・減少分・終了値と集計されているが前年度の終了値と次年度の開始値の数値が一致していない年度があった。また、物品不用決定書綴りには平成26年4月16日に80冊、平成26年12月17日に400冊が除籍されているが集計表には除籍20冊、減少20冊と記載があり、手書きで除籍200冊と記載してあった。適正な蔵書管理に努められたい。

不知火中学校

「その他の意見」

- 支出負担行為決議書（物品購入等施行及び契約伺い、契約書、請書含む）
消耗品、備品等を購入する場合は地元業者からも見積もりを取り購入機会を与える等、地元業者の利用をされたい。

- 備品台帳及び現物確認
 - ア 実物に物品シールを貼ってあるが台帳には記載されていない物がある。購入年月日等がわからないものについては不明で処理するなどして整理されたい。
 - イ 図書原簿を見ると平成26年度から新規に購入された図書が手書きで管理がなされている。また、図書蔵書冊数の集計表を見ると市費で新規に購入された図書のみが記載されており蔵書が適切に管理されていないように見受けられる。今後は電子データでの管理を検討すると共に適切な蔵書管理に努められたい。

三角小学校

「その他の意見」

- 支出負担行為決議書（物品購入等施行及び契約伺い、契約書、請書含む）
拡大プリンター購入の際の検査調書に課長の押印はなされていたが検査した状況写真の貼付がなされていなかった。今後は検査したことがわかる状況写真の貼付をされたい。

- 備品台帳及び現物確認
校舎建設から10年が過ぎる。施設の点検等マニュアルを作成し、定期的に点検をされ適正な維持管理に努めて頂きたい。

不知火小学校

「その他の意見」

- 支出負担行為決議書（物品購入等施行及び契約伺い、契約書、請書含む）
 - ア 経費削減で各学校分の点検業務等を合冊して委託契約されているが契約書には各学校分がわかるように記載されたい。
 - イ 数字の訂正で1ケタのみの修正が見られた。数字の訂正の場合、数字全体を訂正されたい。
 - ウ 検査調書には課長の押印がなされていたが写真は別の人だった。整合性を取られたい。また、契約書・請書の委託内容は、契約管理システムからそのまま打ち出すと「別紙仕様書のとおり」と印字されることから、必要に応じ打ち替えられたい。

- 備品台帳及び現物確認
毎月施設点検を実施されているようだが施設の老朽化もあり修繕も多いように見受けられる。安心安全な学校運営のため施設の点検には十分配慮されたい。

松橋中学校

「その他の意見」

- 支出負担行為決議書（物品購入等施行及び契約伺い、契約書、請書含む）
- ア 切手の受払簿では4月1日に切手が購入されているが、支出負担行為は5月1日になされていた。適正に処理をされたい。
- イ 平成27年度の支出負担行為決議書綴りを見たが修繕費が多い。安心安全な学校施設管理からも点検を徹底されたい。
- ウ テレビ購入にあたり仕様書にメーカー名と製品名が記載してあったが製品を特定する合理的理由が無かった。注意されたい。
- エ 委託契約書で委託の内容が「別紙仕様書のとおり」となっていたが仕様書の添付がなく内容がわからないものがあった。契約管理システムからそのまま打ち出すと「別紙仕様書のとおり」と印字されることから必要に応じ打ち替えられたい。

- 備品台帳及び現物確認
- ア 図書原簿を見ると平成27年11月6日以前に購入された図書が手書きで管理がなされ、それ以後はパソコンでの管理となっている。平成29年12月には図書館システム（バーコード読み取り装置）も購入されていることから適正な蔵書管理に努められたい。
- イ 図書廃棄明細と物品不用決定伺いが別々に保管されており廃棄期日と物品不用決定伺いの期日と廃棄冊数が合わなかった。事務室と図書室保管それぞれに保管が必要であれば写しの添付をされ廃棄冊数の相互確認をされたい。また、物品不用決定伺いの決裁がされていない。廃棄期日に物品不用決定伺いの決裁をされるようにされたい。

豊川小学校

「その他の意見」

- 支出負担行為決議書（物品購入等施行及び契約伺い、契約書、請書含む）
書類の整理については一連の流れがわかるような書類の編綴の方法に改善されたい。

- 備品台帳及び現物確認
契約書・請書の購入物品名が「別紙仕様書のとおり」となっていた。契約管理システムからそのまま打ち出すと「別紙仕様書のとおり」と印字されることから必要に応じ打ち替えられたい。

小川支所 総合窓口課

1 主な事務事業

係名	事務事業名
総務係	財産管理業務
	小川支所管理運營業務
	宇城市消防団小川方面隊に関する業務
	消防施設等に関する業務
	防災及び防災行政無線に関する業務
	交通安全施設の設置整備及び修繕業務
	防犯灯の設置整備及び維持管理業務
	防犯灯設置費等補助金交付事務
	その他支所内業務

2 監査対象事務事業

係名	事務事業名	内部統制の主目的
総務係	①財産管理業務	資産の保全
	②交通安全施設の設置整備及び修繕業務	信頼性、資産の保全、有効性・効率性
	③土地の貸付（8件）	法令遵守、資産の保全
	④行政財産の目的外使用許可（5件）	法令遵守、資産の保全

3 監査の主な着眼点

- ① 台帳が整備され正しく記録されているか、台帳と現物の照合(実査)を定期的に行っているか、資産が有効活用されているか等について監査した。
- ② 交通安全施設の管理台帳を作成し、定期的にあセットマネジメントを実施しているか、修繕等は適正に行われているかについて監査した。
- ③ 規則等に基づき、適正な貸付けが行われているか等について監査した。
- ④ 条例等に基づき、適正な使用許可が行われているか等について監査した。

4 監査の結果

「その他の意見」

○ 土地の貸付（資産の保全）

ア 小川町南部田の市有地（地目：雑種地、面積：16.05㎡）が宅地進入路用地として個人に無償で貸し付けられている。

貸付期間については「町が物件の一定の用途を決定した日までとする。」となっており、平成7年6月30日の契約日以来20年以上そのままの状態です。市として将来にわたって利用する見込みのない土地であれば借受け者と交渉するなどして処分の方法について検討されたい。

イ 土地の貸付けについて公共施設マネジメント課と支所との所管が明確になっていない。今回定期監査で事務事業の対象となった小川町西海東1441-6外5筆に関する書類一式が本庁で

管理されている。公共施設マネジメント課と協議のうえ所管を明確にして宇城市文書管理規程第30条の規定に基づく文書管理を行われたい。

○ 行政財産の管理について（資産の保全）

旧小川町庁舎（別館）の一部を日本トータルテレマーケティング（株）に使用させているが、起案文では行政財産の貸付けとなっており、また契約書の送付文では普通財産の貸付けとなっている。なお決算審査調書は行政財産の目的外使用許可となっている。

行政財産の保全のためには日本トータルテレマーケティング（株）の使用の法的な権原を明確にされたい。